

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十号

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部知事公室の部秘書課の項中「自動車係」を「自動車係 儀典係」に改め、同部東アジア連携課の項を次のように改める。

国際課	国際交流係 東アジア連携係
-----	---------------

第三条の表総務部知事公室の部防災統括室の項中「防災企画係 防災事業係 防災通信係 危機管理係」を「企画・自衛隊誘致係 防災施設係 危機対策係」に改め、同表総務部の部管財課の項中「財産係 財産活用係」を「財産係」に改め、同表地域振興部の部南部東部振興課の項を次のように改める。

南部東部振興課	総務係
---------	-----

第三条の表地域振興部の部エネルギー政策課の項中「省エネ環境係」を「省エネ環境係 エネルギー保安係」に改め、同表地域振興部観光局の部中

観光振興課	観光振興係 観光プロモーション推進係 旅行商品造成係
ならの魅力創造課	巡る奈良推進係 記紀万葉プロジェクト推進係

を

国際観光課	国際交流係 インバウンド促進係
-------	--------------------

観光プロモーション課	プロモーション推進係 インバウンド促進係
観光産業課	観光マーケティング係 宿泊推進係
ならの魅力創造課	巡る奈良推進係 記紀万葉プロジェクト推進係

に改め、同

表健康福祉部の部長寿社会課の項中「高齢者生きがいきづくり推進係 高齢者地域生活支援係」を「高齢者生きがいきづくり推進係」に改め、同表医療政策部の部地域医療連携課の項中「医療企画係」を「医療企画係 医療管理係」に改め、同部医療管理課の項を次のように改める。

病院マネジメント課	南和医療・県立病院係 医科大学係
-----------	---------------------

第三条の表くらし創造部の部青少年・生涯学習課の項中「環境・企画係 指導育成係 生涯学習係」を「企画環境係 活動支援係」に改め、同部スポーツ振興課の項中「企画調整係」を「スポーツ振興企画係」に改め、同表くらし創造部景観・環境局の部中

風致景観課	景観保全審査係 古都管理係 砂利採石係
自然環境課	自然環境係 自然公園整備係 自然公園利用係

を

景観・自然 環境課	古都管理係 園係 砂利採石係	自然環境係 景観保全審査係 自然公
--------------	----------------------	-------------------------

に改め、同

表産業・雇用振興部の部地域産業課の項中「商工団体係 保安係」を「商工団体係」に改め、同部産業政策課の項中「科学技術振興係」を「新産業創出係」に改め、同表農林部の部企画管理室の項中「予算経理係 企画係」を「企画係 予算経理係」に改め、同部奈良の木ブランド課の項中「木材利用促進係」を「総務・流通拡大係 木材利用促進係」に改め、同表県土マネジメント部の部道路環境課の項中「自転車利用係」を「自転車・交通企画係」に改める。

第四条第二項の表会計課の項中「出納指導係」を「審査会計指導係」に改める。

第五条の表行政経営課の項中「ファシリティマネジメント係」を「施設改革係 フアシリティマネジメント係」に改め、同表地域福祉課の項の次に次のように加える。

長寿社 会課	地域包括ケ ア推進室	地域包括ケア推進係
-----------	---------------	-----------

第五条の表中

医療管 理課	新奈良病院 建設室	造成整備係 建築施設係
	県立病院法 人化準備室	財務企画係 経営企画係

を

病院マ ネジメ ント課	新奈良病院 建設室	造成整備係 建築施設係
農林部	なら食と農	なら食と農の魅力創造国際大学校係 農業

企画管 理室	の魅力創造 国際大学校 ・農業研究 開発センタ ー開設準備 室	研究開発センター係
-----------	--	-----------

に改め、同

表農業水産振興課の項中「総務企画係」を「総務企画係 式典行事係」に改め、同表公園緑地課の項中「誘客促進対策係」を「誘客促進対策係 広報戦略係」に、「国営公園係」を「歴史公園係」に改める。

第六条総務部の部知事公室東アジア連携課の項中「東アジア連携課」を「国際課」に改め、同項中第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 国際交流、国際協力等国際化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 涉外に関すること。
- 三 海外移住に関すること。
- 第六条総務部の部知事公室防災統括室の項に次の一号を加える。
- 七 陸上自衛隊駐屯地の誘致に関すること。

第六条総務部の部行政経営課ファシリテイマネジメント室の項を次のように改める。

行政経営課 ファシリテイマネジメント室

- 一 具有資産の総合企画に関すること。
- 二 具有資産の活用及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 公の施設の改革に関すること。

第六条総務部の部管財課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条地域振興部の部南部東部振興課の項第三号中「の観光、交流及び定住の促進」を「への移住の推進」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 南部地域及び東部地域の観光及び交流の促進に関すること。

第六条地域振興部の部エネルギー政策課の項に次の三号を加える。

- 五 電気工事業の登録等に関する事。
- 六 ガスの保安に係る検査等に関する事。
- 七 猟銃等、火薬類及び高圧ガスの製造販売の規制に関する事。
- 第六条地域振興部の部文化振興課の項に次の二号を加える。
- 五 奈良の史料編纂に関する事。
- 六 奈良の歴史展示推進に関する事。

第六条地域振興部の部観光局観光振興課の項から観光局国際観光課の項までを次のように改める。

観光局 観光プロモーション課

- 一 観光行政の総合企画及び調整に関する事。
- 二 観光情報の発信に関する事。
- 三 市町村の観光振興に関する相談及び支援に関する事。
- 四 外国人誘客の促進に関する事。
- 五 通訳案内士に関する事。
- 六 国際会議の誘致に関する事。

観光局 観光産業課

- 一 観光統計に係る調査に関する事。
- 二 一般財団法人奈良県ビクターズビューローに関する事。
- 三 修学旅行の誘致に関する事。
- 四 旅行商品の造成に関する事。

観光局 ならの魅力創造課

- 一 地域観光力向上の企画及び推進に関する事。
- 二 巡る奈良事業の推進に関する事。
- 三 歩く奈良の推進に関する事。
- 四 観光ボランティアガイドの育成に関する事。
- 五 記紀・万葉プロジェクトの推進に関する事。

第六条健康福祉部の部地域福祉課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

- 八 生活困窮者対策に関する事。

第六条健康福祉部の部長寿社会課の項の次に次のように加える。

長寿社会課 地域包括ケア推進室

地域包括ケアの推進に関すること。

第六条健康福祉部の部保険指導課の項第三号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条医療政策部の部地域医療連携課の項に次の二号を加える。

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること。

六 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。

第六条医療政策部の部医療管理課の項を次のように改める。

病院マネジメント課

一 県立病院に関すること。

二 地方独立行政法人奈良県立病院機構に関すること。

三 公立大学法人奈良県立医科大学に関すること。

四 南和公立病院の再編・整備に関すること。

第六条医療政策部の部医療管理課新奈良病院建設室の項中「医療管理課」を「病院マネジメント課」に、「新奈良病院の建設」を「奈良県総合医療センターの建替え及び整備」に改め、同部医療管理課県立病院法人化準備室の項を削り、同条くらし創造部の部景観・環境局風致景観課の項中「風致景観課」を「景観・自然環境課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の四号を加える。

六 自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）の施行に関すること。

七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）の施行に関すること。

八 自然公園の整備及び利用に関すること。

九 生物多様性の保全及び希少野生動植物の保護に関すること。

第六条くらし創造部の部景観・環境局自然環境課の項を削り、同条産業・雇用振興部の部地域産業課の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同部産業政策課の項第七号中「財団法人奈良県中小企業支援センター（昭和四十七年六月十二日に財団法人奈良県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人奈良県地域産業振興センター」に改め、同条農林部の部企画管理室の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項の次に次のように加える。

企画管理室 なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室

なら食と農の魅力創造国際大学校及び農業研究開発センターの開設に関すること。

第六条農林部の部地域農政課の項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関すること。

第六条農林部の部地域農政課の項に次の一号を加える。

十一 財団法人奈良県農業振興公社（昭和四十七年八月一日に財団法人奈良県農業振興公社という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

第六条農林部の部林業振興課の項第九号中「財団法人奈良県林業基金（昭和五十八年十二月一日に財団法人奈良県林業基金という名称で設立された法人をいう。）を「公益財団法人奈良県林業基金」に改め、同部奈良の木ブランド課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 木材利用施策の企画及び調整に関すること。

別表第一奈良県東京事務所の項の次に次のように加える。

奈良県旅券事務所	奈良市西大寺東町		旅券に関すること。	国際課
奈良県外 国人支援 センター	奈良市三 条本町		<p>一 在住外国人への支援に関すること。</p> <p>二 国際交流、異文化理解等地域の国際化及び多文化共生に関すること。</p>	

別表第一奈良県旅券事務所及び奈良県外国人支援センターの項を削り、同表奈良県総合リハビリテーションセンターから奈良県立登美学園までの項中「奈良県総合リハビリテーションセンター」を「奈良県障害者総合支援センター」に改め、同項所掌事

務の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、同欄第三号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄第四号中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同欄第七号中「リハビリテーションセンター」を「障害者総合支援センター」に改め、同号を同欄第六号とし、同表奈良県景観・環境総合センターの項所掌事務の欄第三号中「風致及び」を削り、同表奈良県宮競輪場から奈良県中小企業会館までの項中

「競輪に関すること。」

を

- 「
- 一 場内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。
 - 二 競輪の企画調整に関すること。
 - 三 競輪開催に関すること。

に改め、同表奈良県

農業総合センター及び奈良県病害虫防除所の項中「奈良県農業総合センター」を「奈良県農業研究開発センター」に改め、同項位置の欄中「桜井市大字池之内」を削り、同項所掌事務の欄第一号中「農業生産、農産物、農業経営及び農村生活」を「農業」に改め、同欄第二号中「及び農村生活」を削り、同欄第三号を削り、同欄中第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、同表奈良県農業大学の項を削り、同表奈良県家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

奈良県農業 業大学校	橿原市四 条町		一 農業者の育成に関すること。 二 農業の情報提供及び相談に関すること。	地域農政課
---------------	------------	--	---	-------

別表第一奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中

「二 平城宮跡の整備に

二 奈良公園及び平城宮跡周辺の整備に関すること（奈良土木事務所に限る。）。

を

三 飛鳥京跡苑地の整備に関すること（桜井土木事務所に限る。）。

に改め、同表奈良公

園管理事務所から奈良公園シルクロード交流館までの項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に、「奈良市雑司町」を「奈良市芝辻町」に改め、同表平城京歴史館の項中「奈良市佐紀町」を「奈良市二条大路南四丁目」に改める。
別表第二奈良県東京事務所の項の次に次のように加える。

奈良県旅券事務所	第一課 第二課	<p>第一課</p> <p>一 所内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。</p> <p>二 旅券に関すること。</p> <p>三 その他第二課の主管に属しないこと。</p> <p>第二課</p> <p>旅券に関すること。</p>	奈良県旅券事務所第二課の位置は、大和高田市幸町とする。
奈良県外 国人支援 センター	総務室 留学生交流室	<p>総務室</p> <p>一 センター内の庶務に関すること。</p> <p>二 在住外国人の支援に関すること。</p> <p>三 地域の国際化及び多文化共生に関すること。</p> <p>留学生交流室</p> <p>一 留学生への支援に関すること。</p> <p>二 留学生交流コーナーの管理運営に関すること。</p>	

別表第二奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項所掌事務の欄課税第一課の款を次のように改める。

課税第一課

- 一 県税（課税第二課に係るものを除く。）の賦課に関すること。
- 二 県税の犯則事件（課税第二課に係るものを除く。）に関すること。
- 三 地区税務協議会に関すること。

別表第二奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項所掌事務の欄課税第二課の款第一号を削り、同款第二号中「、法人事業税及び鉾区税」を「及び法人事業税」に改め、同号を同款第一号とし、同款第三号を削り、同款第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同款第二号とし、同表奈良県旅券事務所の項、奈良県外 国人支援センターの項及び奈良県宮競輪場の項を削り、同表奈良県農業総合センターの項を次のように改める。

研究 総務	研究 総務	研究 総務
総務課 一 所内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 財産及び物品の管理に関すること。 三 生産物の保管及び処分に関すること。 四 その他他課の主管に属しないこと。	総務課 一 所内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 財産及び物品の管理に関すること。 三 生産物の保管及び処分に関すること。 四 その他他課の主管に属しないこと。	薬草科及び果樹・薬草研究センター 一の位置は、五條市西吉野町湯塩とする。
研究企画推進課 一 研究開発、農業革新支援に係る企画、進行管理及び情報発信に関すること。 二 研究員の育成に関すること。 三 農業に関する情報の収集及び分析に関すること。	研究企画推進課 一 研究開発、農業革新支援に係る企画、進行管理及び情報発信に関すること。 二 研究員の育成に関すること。 三 農業に関する情報の収集及び分析に関すること。	大和茶研究センターの位置は、奈良市矢田原町とする。 大和野菜研究センターの位置は、宇陀市榛原

一 農業改良助長法第十二条第二項各号に掲げる事務に関すること。

二 農業革新支援に関すること。

三 農業者の育成に関すること。

果樹育種科

園芸作物の研究開発に関すること。

薬草科

薬用作物の研究に関すること。

加工科

一 農作物加工品の研究に関すること。

二 穀物の研究開発に関すること。

基盤技術科

一 土壌、肥料、農薬等の研究に関すること。

二 農作物の病害虫の研究に関すること。

こと。

三 生物工学の研究開発に関すること。

果樹・薬草研究センター

果樹、薬草及び地域特産物の研究

開発に関すること。

大和茶研究センター

茶の研究開発に関すること。

大和野菜研究センター

一 大和高原における特産物の研究開発に関すること。

二 優良種苗の育成、保存、増殖及

び配付に関すること。

別表第二奈良県家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

校	農業大学
成課	担い手養
	一 校内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。 二 研修計画等の総合調整に関する こと。 三 学生、研修生の募集、入学、退 学、休学、卒業等に関すること。 四 学生、研修生の研修等に関する こと。 五 学生の生活指導、進路指導及び 福利厚生 の総括に関すること。 六 農業の情報提供に関すること。 七 農業に関する相談に関すること。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項課の名称の欄中「公園整備課」を削り、同項所掌事務の欄計画調整課の款第四号中「進ちよく」を「進捗」に改め、同款に次の一号を加える。

六 平城宮跡等の整備に関すること（奈良土木事務所に限る。）。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄工務課の款第四号中「進ちよく」を「進捗」に改め、同款中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 飛鳥京苑地の整備に関すること（桜井土木事務所に限る。）。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄公園整備課の款を削り、同表奈良公園管理事務所の項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に改め、同項課の名称の欄中

「管理課」を「管理課」に改め、同項所掌事務の欄管理課の款の次に次

「 整備課 」
のように加える。
整備課

- 一 奈良公園の土木事業の計画及び事業費に関すること。
 - 二 奈良公園の土木事業に関する調査及び調整に関すること。
 - 三 奈良公園の土木事業に関する設計の審査及び工事の検査に関すること。
 - 四 奈良公園の土木事業の進捗に関すること。
 - 五 奈良公園の工事の設計に関すること。
 - 六 奈良公園の工事の施行及び指導監督に関すること。
 - 七 奈良公園の工事用器具、機械及び資材の検収に関すること。
- 別表第五奈良県立奈良病院の項及び奈良県立三室病院の項を削る。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の

一部を次のように改正する。

第三条第四項第二号及び第三号中「部」の下に「、知事公室」を加え、同項に次の一号を加える。

九 会計局会計課に会計指導官

別表第一東京事務所の項の次に次のように加える。

旅券事務所	所長、次長、課長
外国人支援センター	所長、室長

別表第一旅券事務所の項及び外国人支援センターの項を削り、同表競輪場の項中「、課長」を削り、同表農業総合センターの項中「農業総合センター」を「農業研究開発センター」に、「課長」を「課長、科長」に改め、同表農業大学の項を削り、同表家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

農業大学校	校長、副校長、課長
-------	-----------

別表第一奈良公園管理事務所の項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に改め、同表奈良病院の項から三室病院附属看護専門学校の項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、主幹、課長補佐、主任調整員若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、主幹、課長補佐、主任調整員若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

総務部知事公室東アジア連携課	総務部知事公室国際課
医療政策部医療管理課	医療政策部病院マネジメント課
くらし創造部景観・環境局風致景観課	くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の所長、部長、課長、課主幹、看守長、係長若しくは総括研究員に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の所長、部長、課長、課主幹、看守長、係長若しくは総括研究員に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

奈良県農業総合センター	奈良県農業研究開発センター
奈良公園管理事務所	奈良公園事務所

(奈良県土地価格判定委員会規則等の一部改正)

4 次に掲げる規則の規定中「くらし創造部景観・環境局風致景観課」を「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」に改める。

一 奈良県土地価格判定委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十三号)第

五条

二 奈良県屋外広告物条例施行規則（昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号）第八
条の四

三 奈良県古都風致審議会規則（昭和四十二年四月奈良県規則第一号）第八条

四 奈良県景観審議会規則（平成二十一年三月奈良県規則第六十一号）第七条
（奈良公園管理事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

5 奈良公園管理事務所長に対する事務委任規則（昭和五十三年十二月奈良県規則第五
十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「奈良公園管理事務所長」を「奈良公園事務所長」に改める。